

政策会議付議事案書（令和6年12月24日）

提案課名 スポーツ推進課

報告者名 北口 慶太

事案名	はだのスポーツビレッジの整備に係る基本計画案の策定及び協定の締結並びに負担付き寄附等の受領について	⑦ 資料 無
目的・必要性	令和3年4月に特定非営利活動法人湘南ベルマーレスポーツクラブ等と本市が締結した「スポーツによる元気で健康な地域づくり包括連携協定」に基づき、令和5年11月に渋沢丘陵一帯の活性化の拠点とする「はだのスポーツビレッジ」の整備に向けた基本合意を締結するとともに、「はだのスポーツビレッジ構想」を策定し、検討及び調整を進めてきました。その具現化のため、「はだのスポーツビレッジ基本計画案」の策定を進めるとともに、「はだのスポーツビレッジ」の整備に向けた協定を締結し、整備予定地の土地の寄附及びこの協定に規定する負担付き寄附を受領し、整備を進めるものです。	
経過・検討結果	令和3年 4月～ 「スポーツによる元気で健康な地域づくり包括連携協定」を締結 令和5年 7月 基本合意の締結及び構想の策定等について、政策会議にて決定 令和5年11月 はだのスポーツビレッジ構想の策定 「はだのスポーツビレッジ」の整備に向けた基本合意を締結	
決定等を要する事項	1 はだのスポーツビレッジ構想に基づき、施設の基本的な考え方や施設設計などを具現化した「はだのスポーツビレッジ基本計画案」を策定すること。また、その計画案に基づき、特定非営利活動法人湘南ベルマーレスポーツクラブ等と「はだのスポーツビレッジ」の整備に向けた協定を締結すること。 2 はだのスポーツビレッジの整備に関する寄附を受領すること。 (1) 土地の寄附を受領すること。 (2) 施設整備に係る負担付き寄附を受領すること。 ア 施設整備の内容 管理棟の建設及び多目的天然芝グラウンド等の造成ほかはだのスポーツビレッジ区域内の整備 イ 負担の内容 (ア) 指定管理者としての指定 (イ) 協定の遵守	

今後の 取扱い	令和6年12月25日	部長級職員へ計画案について通知
	同年12月26日～	・臨時議員連絡会への報告 ・「はだのスポーツビレッジ基本計画案」に対する市議会議員の意見聴取（12月26日～令和7年2月3日） ・「はだのスポーツビレッジ基本計画案」に対するパブリックコメントの実施（12月26日～令和7年1月27日）
	～令和7年2月13日	「はだのスポーツビレッジ基本計画」の策定及びはだのスポーツビレッジの整備に向けた協定の締結
	同年 2月14日	議案発送
	同年 2月21日	令和7年3月市議会第1回定例会において「負担付き寄附の受領に関する議案」を提出
	同年 3月末	整備予定地の土地の寄附の受領
	同年 4月以降	はだのスポーツビレッジの整備 ・湘南ベルマーレスポーツクラブ等にて実施 （管理棟の建設及び天然芝多目的グラウンド等の造成ほかはだのスポーツビレッジ区域内の整備） ・市にて実施 （道路拡幅工事及び配水管敷設工事）
	同年11月	令和7年12月市議会第4回定例会に「施設設置条例及び指定管理者の指定に関する議案」を提出
	令和8年春頃	はだのスポーツビレッジの供用開始



はだのスポーツビレッジ基本計画



令和7年〇月
秦野市

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 スポーツビレッジ整備に向けた基本的な考え方・・・・・・・・	2
(1) 渋沢丘陵を取り巻く現状について・・・・・・・・	2
ア 渋沢丘陵の地勢について・・・・・・・・	2
イ 本市の渋沢丘陵に関する取組みについて・・・・・・・・	2
ウ 本市スポーツ環境の充実に係る取組みについて・・・・・・・・	3
エ 湘南ベルマーレスポーツクラブほか関連企業・団体等の渋沢丘陵での取組みについて・・・・・・・・	3
オ 本市と湘南ベルマーレとの連携について・・・・・・・・	3
(2) 渋沢丘陵一帯の活性化における広域・公民連携の重要性について	3
(3) プロスポーツの活用・プロチームとの連携の重要性について・・	4
(4) スポーツビレッジ整備に向けた基本的な考え方について・・・・・	5
(5) 整備予定地について・・・・・・・・・・・・・・・・	6
2 スポーツビレッジ整備計画・・・・・・・・・・・・・・・・	8
(1) 基本施設について・・・・・・・・・・・・・・・・	8
(2) 主な施設機能・・・・・・・・・・・・・・・・	8
(3) はだのスポーツビレッジ施設配置イメージ・・・・・・・・	9
(4) 平面図等・・・・・・・・・・・・・・・・	10
(5) 管理棟イメージ・・・・・・・・・・・・・・・・	10
(6) 整備手法について・・・・・・・・・・・・・・・・	11
3 スポーツビレッジ運営基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・	13
(1) 運営の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・	13
(2) 運営主体・・・・・・・・・・・・・・・・	13
(3) 想定来場者・・・・・・・・・・・・・・・・	13
(4) 交通・・・・・・・・・・・・・・・・	14
(5) スポーツツーリズムの拠点としての運用・・・・・・・・	14
(6) 地域との連携・・・・・・・・・・・・・・・・	14
4 今後のスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・	15
5 参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・	15
【参考資料1】スポーツによる元気で健康な地域づくり包括連携協定書	16
【参考資料2】「はだのスポーツビレッジ」の整備に向けた基本合意・	18
【参考資料3】はだのスポーツビレッジの整備に向けた協定（案）・・	19

はじめに

本市では、秦野市総合計画「秦野2030プラン」に基づき、渋沢丘陵一帯の活性化を図るため、「秦野市渋沢丘陵利活用方針」を策定し、そのコンセプトとして「豊かなみどりに包まれ、人と自然が調和したウェルネスな日常の創造」を掲げ、さまざまな施策を進めています。

一方、総合型地域スポーツクラブである特定非営利法人湘南ベルマーレスポーツクラブは、従前から渋沢丘陵の地域資源を生かしたスポーツツーリズムなどの取組みを進めています。

本市は、湘南ベルマーレスポーツクラブほか関係団体と「スポーツによる元気で健康な地域づくり包括連携協定（※）」を締結するなど、連携を深めていましたが、湘南ベルマーレスポーツクラブから、本市と連携して、渋沢丘陵一帯の魅力を引き出し、地域活性化につなげていくための拠点として、「はだのスポーツビレッジ」を整備し、スポーツによる渋沢丘陵一帯の地域活性化に向けた取組みを進めたいとの申し出があったものです。

これを踏まえ、令和5年11月に「はだのスポーツビレッジ構想」を策定するとともに、本市と湘南ベルマーレスポーツクラブは「「はだのスポーツビレッジ」の整備に向けた基本合意」を締結し、その具現化のための検討及び調整を進めてきました。

この度、検討及び調整を経て、はだのスポーツビレッジ構想に基づく、施設の基本的な考え方や施設設計などを具現化した「はだのスポーツビレッジ基本計画（案）」を策定し、パブリックコメントを経て、本計画の策定に至ったものです。

併せて、本市と湘南ベルマーレスポーツクラブほか協力企業でその事業内容等を定めた「はだのスポーツビレッジの整備に向けた協定」を締結し、整備を進めていくものです。

※令和3年4月8日に秦野市、公益財団法人秦野市スポーツ協会、株式会社湘南ベルマーレ、特定非営利活動法人湘南ベルマーレスポーツクラブの4者で締結。令和5年7月21日には株式会社湘南ベルマーレフットサルクラブを加え、5者協定としている。

1 スポーツビレッジ整備に向けた基本的な考え方

(1) 渋沢丘陵を取り巻く現状について

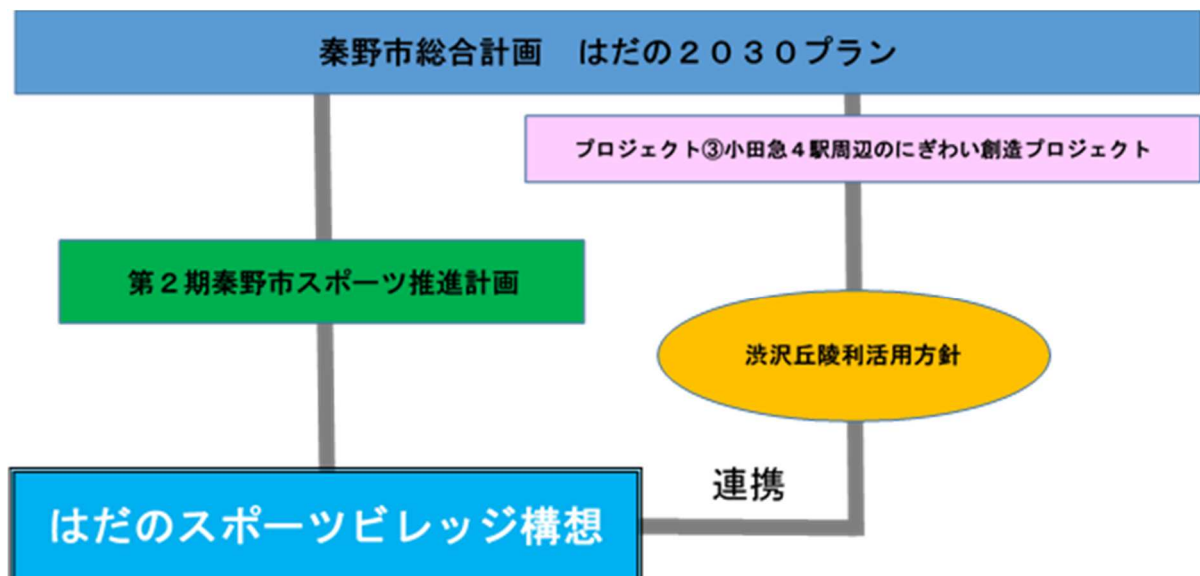
ア 渋沢丘陵の地勢について

渋沢丘陵一帯は、神奈川県西部の中央に位置し、秦野市、中井町、大井町及び松田町の1市3町の境界にある丘陵地帯です。

この地域には、従前から展望の優れた場所、観光農園、また、健康やスポーツの拠点が点在し、それぞれ個別のPRや事業展開がされているものの、公民の施設が混在していることや、市町が分かれていることもあり、その連携が十分とはいえず、ポテンシャルが発揮されていない状況にあります。

イ 本市の渋沢丘陵に関する取組みについて

本市では、秦野市総合計画「はだの2030プラン」のリーディングプロジェクトの一つである「小田急線4駅周辺のにぎわい創造プロジェクト」において、「渋沢丘陵を生かしたにぎわい創造の推進」を位置付けています。これを上位計画とし、「渋沢丘陵利活用方針」を策定し、「豊かなみどりに包まれ、人と自然が調和したウェルネスな日常の創造」をコンセプトに掲げ、「はだのスポーツビレッジ構想」など関連計画等と連携を図ることとしています。



ウ 本市スポーツ環境の充実に関する取組みについて

本市では、秦野市総合計画「はだの2030プラン」の基本施策242「スポーツ環境の充実」において、「表丹沢などの地域資源を活用したスポーツの普及促進を図るとともに、多目的グラウンドであるスポーツ広場のあり方（パークゴルフ場等としての利用を含む。）の検討を進め、羽根地内や渋沢丘陵周辺などでの適地の調査、整備を検討します」とし、スポーツ環境の充実に係る取組みを進めています。

エ 湘南ベルマーレスポーツクラブほか関連企業・団体等の渋沢丘陵での取組みについて

湘南ベルマーレスポーツクラブほか関連企業・団体等は、従来から渋沢丘陵一帯で事業展開をしており、「ファームビレッジ湘南中井オリーブ園」、「ベルマーレアドベンチャーヒルズ（MTBコース）」などの関連施設があるほか、スポーツツーリズムの取組みなどのノウハウも有しています。

オ 本市と湘南ベルマーレとの連携について

本市は、平成12年7月にJリーグチーム「湘南ベルマーレ」のホームタウンとなり、令和3年4月には20市町あるホームタウンでは初の「スポーツによる元気で健康な地域づくり包括連携協定」を株式会社湘南ベルマーレ、特定非営利活動法人湘南ベルマーレスポーツクラブ、株式会社湘南ベルマーレフットサルクラブ（※）及び公益財団法人秦野市スポーツ協会と締結し、様々な取組みを行っています。

※株式会社湘南ベルマーレフットサルクラブは、令和5年7月に参加

(2) 渋沢丘陵一帯の活性化における広域・公民連携の重要性について

渋沢丘陵一帯の現状やその特性から、地域の活性化につなげるためには、広域・公民連携が重要となります。

渋沢丘陵一帯が市町境に広がっており、地域資源や拠点が点在していることから、従来からある広域連携の枠組みである秦野市、中井町、大井町及び松田町の1市3町の連携をさらに深めていく必要があります。

また、民間の施設も多くあることから、1市3町の公共施設と民間の施設を有機的に連携させ、さらなる魅力を引き出すためには、それらをコーディネートする者が必要となります。その担い手として、従来から渋沢丘

陵での事業展開を行っており、スポーツや健康に関するノウハウを持ち、非営利活動法人、かつ、総合型地域スポーツクラブである湘南ベルマーレスポーツクラブは適任であり、渋沢丘陵一帯のさらなる活性化が期待できます。

※総合型地域スポーツクラブは、人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子どもから高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブです。
それぞれの地域において、スポーツの振興やスポーツを通じた地域づくりなどに向けた多様な活動を展開し、地域スポーツの担い手としての役割や地域コミュニティの核としての役割を果たしています。

(3) プロスポーツの活用・プロチームとの連携の重要性について

～湘南ベルマーレとの連携に係る考え方～

Jリーグチーム「湘南ベルマーレ」は、湘南地域を中心とした20市町をホームタウンとし、平塚市内のスタジアムや練習場を拠点に活動しているプロサッカーチームです。

また、特定非営利活動法人湘南ベルマーレスポーツクラブは、その関連団体として設立され、サッカーのみならず、スポーツの普及やスポーツを通じた子どもたちの育成などに取り組んでいる総合型地域スポーツクラブです。

湘南ベルマーレは、ホームタウンの一つである本市にとっても、スポーツの推進に不可欠なスポーツ資源といえます。第2期秦野市スポーツ推進計画においても基本施策として「ホームタウンチーム等との連携による取り組みの推進」を掲げ、ホームタウンでは初の「スポーツによる元気で健康な地域づくり包括連携協定」を締結し、様々な取り組みを進めることにより、市民、特に子どもたちへプロスポーツの持つ力を提供しているところです。

プロスポーツの活用やプロチームとの連携は、国・県においても、スポーツの普及推進はもちろんのこと、子ども・若者のスポーツ機会の充実、地域活性化をはじめとしたスポーツによるまちづくりなど、スポーツの持つ力を最大限発揮させるための重要な施策と位置付けられており、多くの自治体に取り組んでいる課題でもあります。

本市としては、多くのコストが求められる新たなプロスポーツの誘致ではなく、現在、ホームタウンの一つとしてサポートをしている湘南ベルマ

ーレを重要な地域資源・スポーツ資源と捉え、連携の強化を図ることが最適であると考えています。

しかし、広域の20市町をホームタウンとして抱える湘南ベルマーレは、それぞれの地域ニーズに応じていくことが求められており、本市でも、年数回、教室事業等の開催や、ホームゲームへの親子招待事業などを実施しているところですが、現状ではこれ以上の関係強化は難しい状況です。

今回、湘南ベルマーレスポーツクラブ側からの申し出によるはだのスポーツビレッジの整備により、活動拠点といえる施設が整備されることになり、本市との結びつきは飛躍的に強化されます。ユース等の子どもたちの育成拠点として位置付けられれば、本市の子ども・若者へ湘南ベルマーレの持つ力を直接的に提供できる場となります。

また、スポーツによる元気で健康な地域づくり包括連携協定のさらなる具現化や、スポーツ推進のみならず、まちづくり、ひとづくり、関係人口・交流人口の増加による地域活性化の観点からも、本市にとって将来にわたり大きな財産になります。

こうした観点から、はだのスポーツビレッジについては、本市が湘南ベルマーレスポーツクラブとの連携を具現化する拠点施設として、これに重点を置いた運営を行うこととします。

(4) スポーツビレッジ整備に向けた基本的な考え方について

はだのスポーツビレッジは、渋沢丘陵一帯を取り巻く現状等も踏まえ、湘南ベルマーレスポーツクラブとの連携により、広域・公民連携による「スポーツ」を通じた地域活性化と「ウェルネス」な環境づくりを実現するとともに、プロスポーツの活用・プロチームとの連携の拠点として、整備を進めます。

渋沢丘陵の持つポテンシャルを最大限引き出し、地域活性化につなげるとともに、市民に高レベルなスポーツ環境とプロスポーツの力を提供できる機能を持った施設として、はだのスポーツビレッジ構想における整備に向けた基本的な考え方及び基本的な機能に基づき整備を行います。

また、はだのスポーツビレッジの整備に向けた基本合意及びはだのスポーツビレッジの整備に向けた協定に基づき、本市と湘南ベルマーレスポーツクラブがお互いに協力し、整備を進めていきます。

- 「はだのスポーツビレッジ構想」における整備に向けた基本的な考え方及び基本的な機能

「はだのスポーツビレッジ」整備に向けた基本的な考え方

- 公民連携手法の活用及び民間活力の導入による整備・運営とし、市民をはじめ多くの人が集い、交流し、楽しめる施設とします。
- スポーツの持つ力を最大限発揮できる拠点とし、「スポーツ」を通じた地域活性化と「ウェルネス」な環境づくりを進める拠点とします。
- サイクルスポーツの普及やスポーツツーリズムの推進のための拠点とし、渋沢丘陵一帯を「スポーツの里」として楽しめる地域とします。

「はだのスポーツビレッジ」の基本的な機能

- 市民がスポーツを楽しめる場を提供することにより、本市のスポーツ環境を一層充実させます。
- 「スポーツによる元気で健康な地域づくり包括連携協定」を締結した湘南ベルマーレスポーツクラブほか民間が持つノウハウを活用したスポーツプログラムや教室事業を展開します。
- 広域・公民連携による渋沢丘陵一帯の地域資源や施設を活用した大会の開催や、サイクルスポーツ、スポーツツーリズムの拠点とします。
- スポーツの持つ力を最大限発揮させ、地域活性化や、にぎわいの拠点とします。

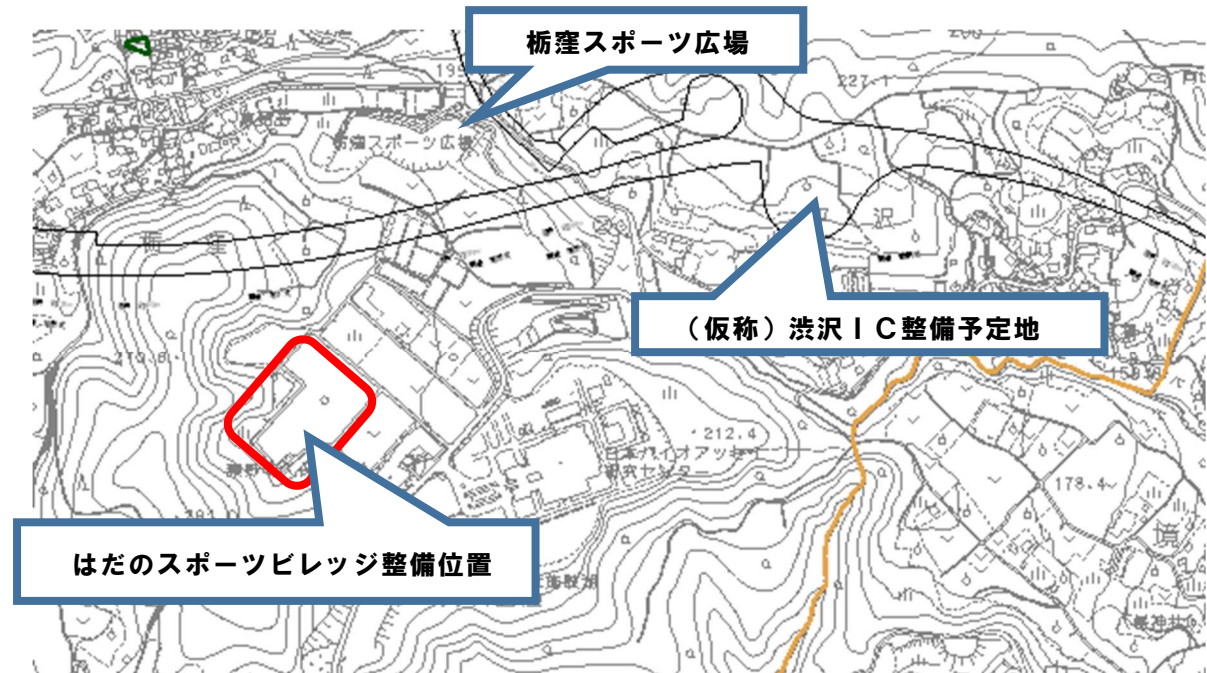
(5) 整備予定地について

はだのスポーツビレッジの整備を行う土地は、地権者から本市に寄附される予定です。当該地は、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農用地区域に指定されていますが、本市では総合計画において、スポーツ広場整備の検討を位置付けているとともに、農用地の集団性、栽培環境、用排水（農業用施設）などへの影響もないと認められることから、同法第15条の2第1項の規定に基づき、「地方公共団体が地域振興上必要性が高いと認められる施設」として整備を行うものです。

【整備予定地の概要】

- ア 地番等 平沢字入窪 2383 番 2 の一部ほか 7 筆ほか
- イ 面積 24,116.06 m²

○渋沢ⅠC周辺地図



計画されている厚木秦野道路（国道246号バイパス）の（仮称）渋沢ⅠC整備予定地の周辺に位置します。



2 スポーツビレッジ整備計画

(1) 基本施設について

- ①多目的天然芝グラウンド（サッカーコート） 1面
- ②パークゴルフコース（9ホール）
- ③MTBコース
- ④管理棟（トイレ・更衣室・シャワールーム等）
- ⑤駐車場（約40台）
- ⑥駐輪場



(2) 主な施設機能

①多目的天然芝グラウンド（サッカーを中心とした多目的グラウンド）

サッカーグラウンド1面分を確保し、高レベルな天然芝の管理の下、スポーツが楽しめる施設とします。

②パークゴルフコース（9ホール）

適切な芝の管理の下、子供から高齢者まで、ファミリー・多世代で気軽に楽しめる施設とするとともに、ゴルフの普及の拠点とします。

③MTBコース

周辺の里山を活用し、初心者でも楽しめるコースを設定します。

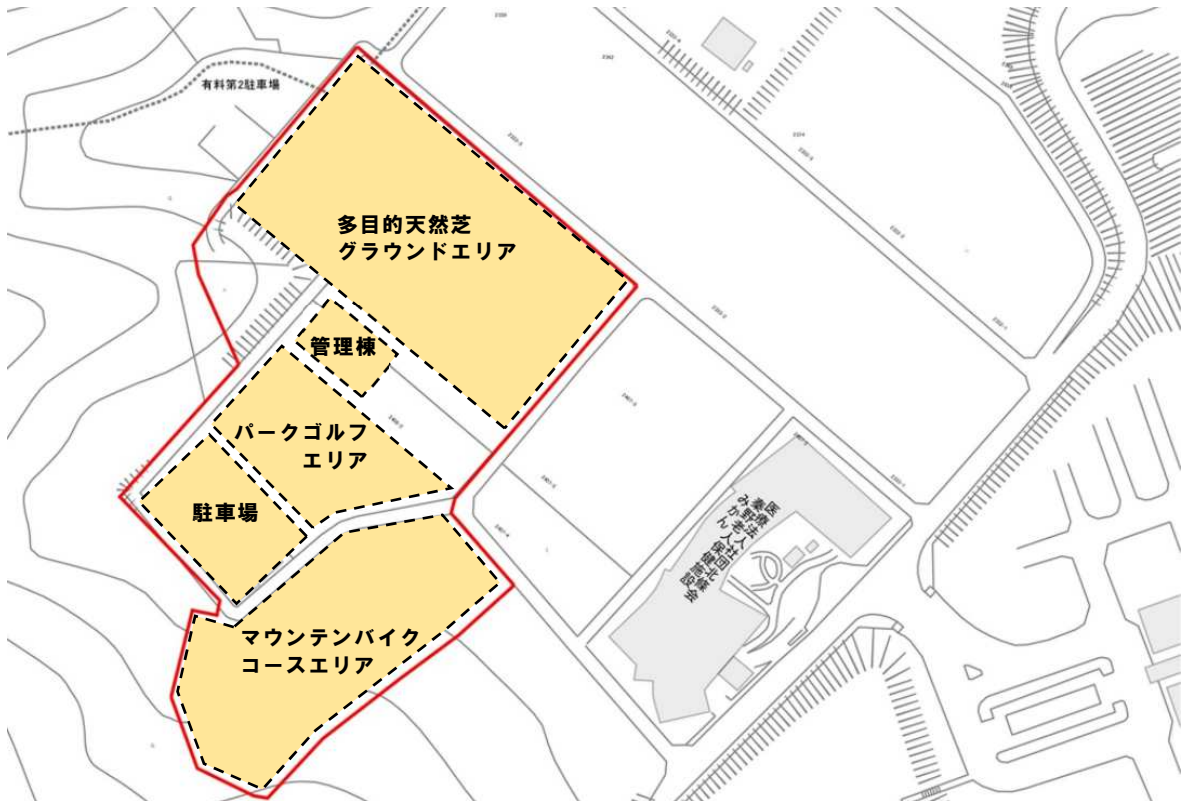
④管理棟

1 階平屋建てで、事務室、ロッカールーム、ミーティングルーム、トイレ等を整備し、屋上部分にはグラウンドを見渡せるスペースを用意します。

⑤駐車場

利用者数も踏まえ、約 40 台分の駐車場を整備します。

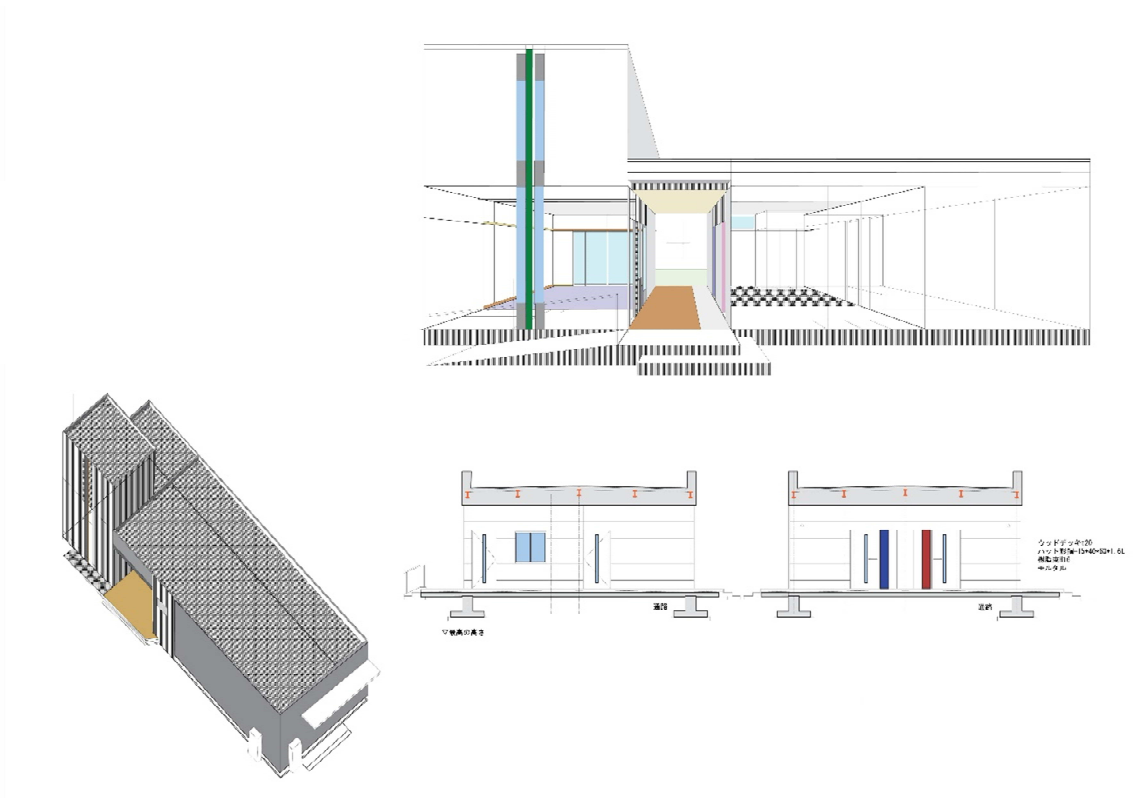
(3) はだのスポーツビレッジ施設配置イメージ



(4) 平面図等



(5) 管理棟イメージ



(6) 整備手法について

はだのスポーツビレッジの整備に当たっては、スポーツによる元気で健康な地域づくり包括連携協定、はだのスポーツビレッジ構想、「はだのスポーツビレッジ」の整備に向けた基本合意及びはだのスポーツビレッジの整備に向けた協定に基づき、公民連携手法を採用し、本市と湘南ベルマーレスポーツクラブほか協力企業との連携を中心とした事業スキームで推進します。

整備手法としては、P F I ・ B T O + コンセッション方式に類似した「負担付き寄附」の手法によることとします。

これは、横浜スタジアムや川崎市藤子・F・不二雄ミュージアムなどで採用された手法で、民間事業者等が経営権の付与を条件に地方公共団体に施設等を寄附するものです。

これにより湘南ベルマーレスポーツクラブが持つスポーツのノウハウを最大限市民に提供できることとなります。

なお、整備に係る費用の一部については、国、県等の補助金や企業版ふるさと納税制度の活用について、本市が支援・協力をします。

また、事業区域内については湘南ベルマーレスポーツクラブが民間資金により事業を施行し、事業区域外の整備（進入路の整備や上水道配水管の延長等）については本市が事業を施行することとします。

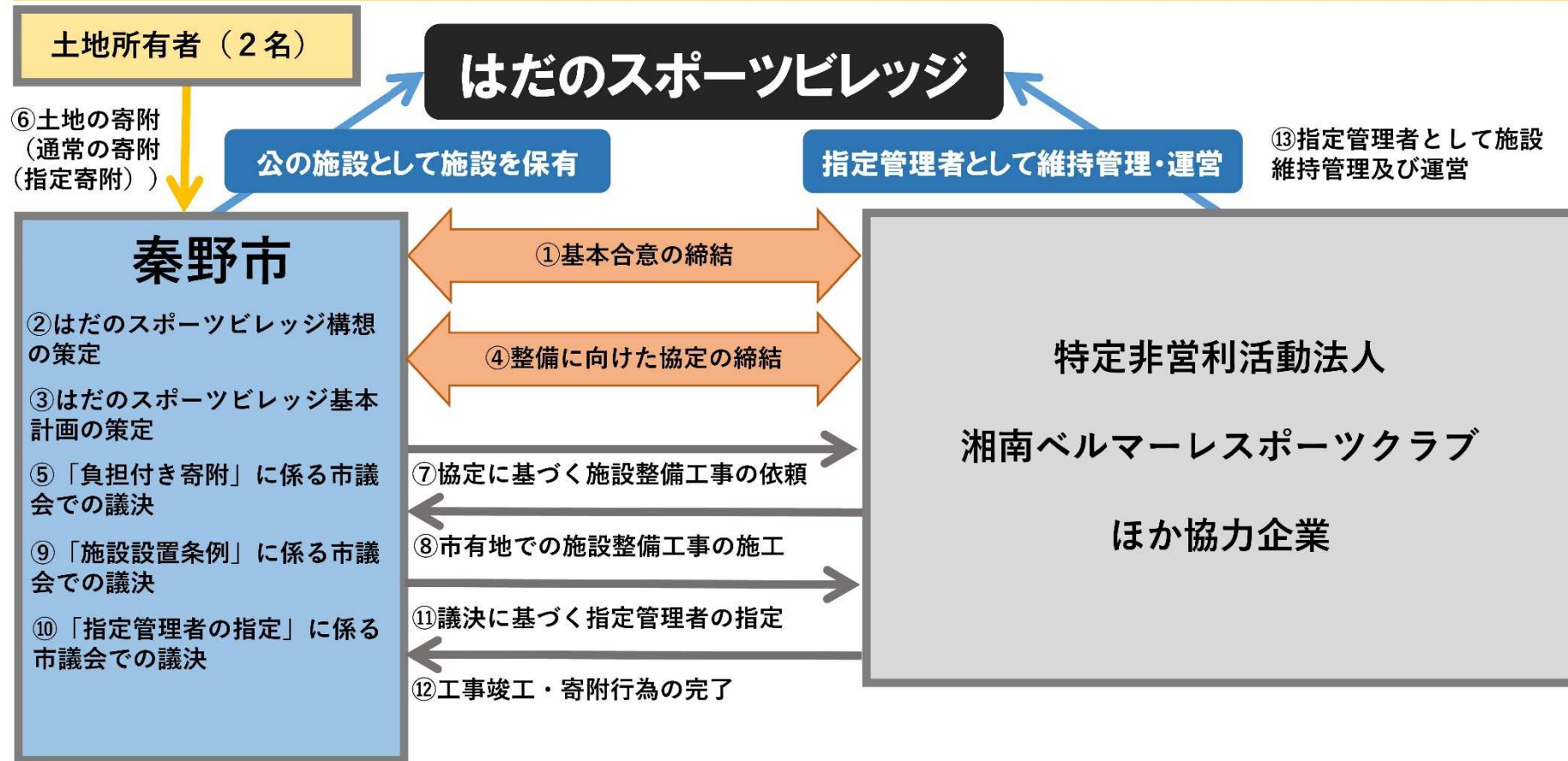
※B T O (Build Transfer Operate=建設・移転・運営)

建設・資金調達を民間が担って、完成後は所有権を公共に移転し、その後は一定期間、運営を同一の民間に委ねる方式

※コンセッション方式

公共セクターに施設の所有権を残したまま、一定期間、施設整備や公共サービス提供などの事業運営権を付与された民間事業者が、自ら資金を調達し、利用料金を主たる財源にリスクを負いながら事業を運営していく手法である。

「はだのスポーツビレッジ」事業スキーム



3 スポーツビレッジ運営基本計画

(1) 運営の基本的な考え方

はだのスポーツビレッジは、湘南ベルマーレスポーツクラブの持つ力を活用し、渋沢丘陵一帯のスポーツによる活性化、本市のスポーツ環境の充実等を図るとともに、プロスポーツの力を市民に提供するための施設にすることを目的としています。

運営については、「はだのスポーツビレッジ」の整備に向けた基本合意及びはだのスポーツビレッジの整備に向けた協定を踏まえ、指定管理者制度の活用を図り、湘南ベルマーレスポーツクラブのノウハウを最大限発揮させ、市民の健康増進はもちろんのこと、渋沢丘陵一帯の地域活性化、スポーツによる元気で健康な地域づくり包括連携協定の具現化を図る拠点とするなど、長期かつ安定的な運営を確保します。

(2) 運営主体

サッカーやサイクルスポーツなど様々なスポーツに関するノウハウを持ち、総合型地域スポーツクラブとして、スポーツの推進、スポーツを通じた地域づくりなど、地域のスポーツの担い手としての役割、そして地域コミュニティの核としての役割を担っている実績や、渋沢丘陵での事業展開に実績を持ち、渋沢丘陵における広域・公民連携のコーディネーターとしての役割が期待される湘南ベルマーレスポーツクラブ又はその関連団体が運営の主体となります。

湘南ベルマーレスポーツクラブの持つ力を最大限発揮し、高レベルなスポーツ環境を市民に提供するとともに、様々な体験プログラムや教室事業も展開することにより、市民のスポーツ推進や健康増進へとつなげていきます。

(3) 想定来場者

全世代を対象としていますが、天然芝多目的広場については、若年層を中心とした利用を、パークゴルフコース及びMTBコースについては、ファミリー層を中心とした利用を想定しています。

本市の同規模のスポーツ広場「なでしこ運動広場」と同程度の年間4万人の利用を想定した運営とします。

(4) 交通

約40台の駐車場を整備します。また、最寄りのバス停からは徒歩で約20分程であり、利用者の利便性を考慮し、近隣民間施設との連携による小田急線の駅から施設までのシャトルバス等の交通手段の検討を行います。

(5) スポーツツーリズムの拠点としての運用

スポーツツーリズムの拠点としての運用も図ることから、ホスピタリティ（おもてなし）を基本とした管理運営とし、飲食・物販についても地域経済活性化の視点から検討を行います。

(6) 地域との連携

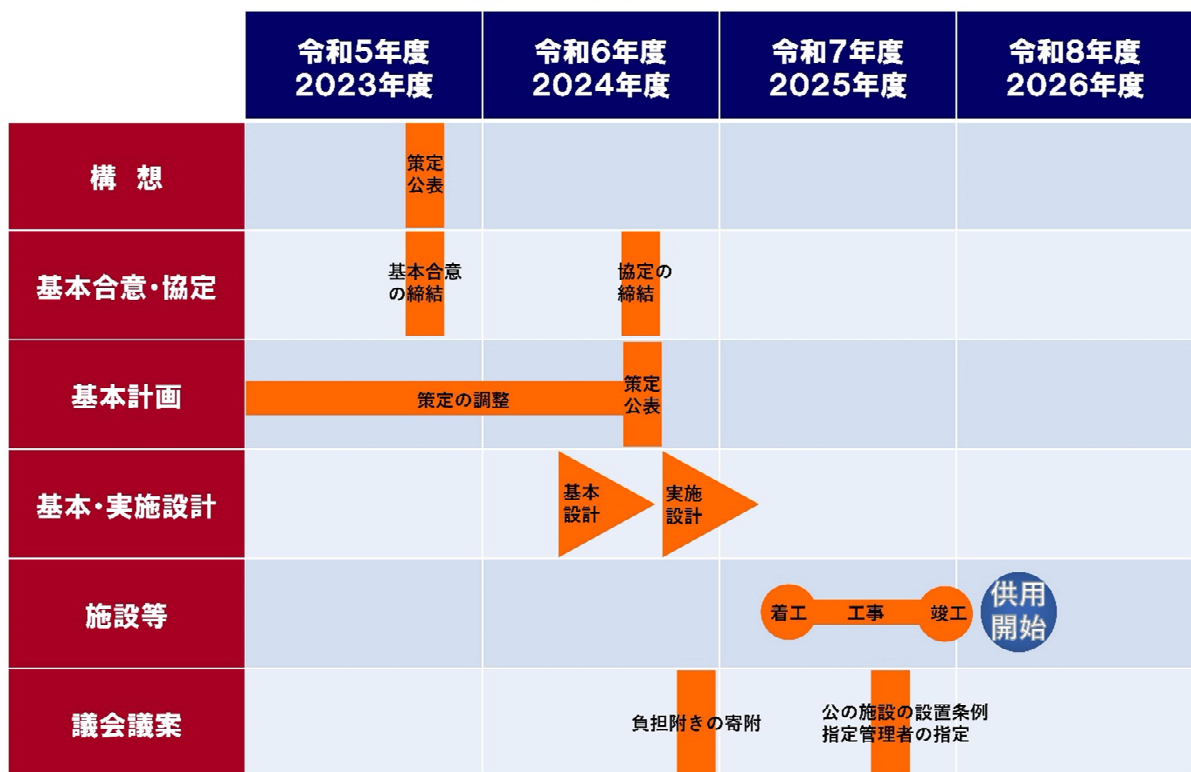
整備地内には従前から井戸があり、地権者が周辺地域の被災時には協力をするとしていたことから、この運用については引き継ぐものとします。

4 今後のスケジュール

基本計画策定に合わせて、はだのスポーツビレッジの整備に向けた協定を締結し、開発に係る調整等を進めるとともに、負担付きの寄附の受領に係る議案を秦野市議会に上程します。

さらに、令和7年度には、着工し、施設の整備を進めるとともに、市議会への公の施設の設置条例の制定及び指定管理者の指定議案の秦野市議会への上程を予定しており、令和8年度春の竣工・オープンに向けて、準備を進めます。

今後のスケジュール



はだのスポーツビレッジの整備に向けた協定（案）

秦野市（以下「甲」という。）並びに特定非営利活動法人湘南ベルマーレスポーツクラブ及び湘南造園株式会社（以下「乙」という。）は、渋沢丘陵一帯の魅力を引き出し、地域活性化につなげていくため、渋沢丘陵に甲の公共施設として（仮称）はだのスポーツビレッジ（以下「ビレッジ」という。）を設置することについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、令和5年11月28日に甲及び乙で締結した「「はだのスポーツビレッジ」の整備に向けた基本合意」に基づき、ビレッジの整備に向けた事業内容等について定めるものとする。

2 事業の推進に当たっては、甲が令和5年11月28日に策定した「はだのスポーツビレッジ構想」（以下「構想」という。）に基づき、甲及び乙が相互協力して取組を進めるものとする。

（ビレッジの整備等）

第2条 乙は、甲に対して、負担付きの寄附の申込みを行い、甲による秦野市議会（以下「市議会」という。）の議決を得ることを条件とし、甲が指定する土地（秦野市平沢字入窪2383番2の一部ほか7筆）にビレッジを整備する。

2 甲は、乙によるビレッジの整備に伴い必要となる周辺環境整備に最大限努力する。

3 甲は、市議会の議決を得ることを条件とし、ビレッジを地方自治法（以下「法」という。）第244条第1項に規定する公の施設として条例により設置する。

（整備に関する留意事項）

第3条 甲は、負担付き寄附の受領に係る議決を得た後、速やかに、乙に対し、前条第1項の規定による整備の依頼を行い、乙はこれを受け、工事を施工するものとする。

2 乙は、ビレッジが公の施設となることを十分に認識し、甲の同意を得たうえで公共性に配慮した整備を行う。

3 乙は、ビレッジの整備に当たり、建築基準法、消防法等の関係法令の規定

及び次の関係書類等で求める仕様及び水準を遵守し、実施しなければならない。ただし、本事業の性質上当てはまらない内容については、この限りではない。

- (1) 秦野市工事共通仕様書
 - (2) 秦野市工事契約約款
 - (3) 秦野市委託契約約款
- (ビレッジの名称)

第4条 施設の名称は、「はだのスポーツビレッジ」とする。

- 2 甲は、前項の名称を市議会の議決を得ることを条件とし、第2条第2項の規定に基づき、条例により定める。

(ビレッジの基本的機能)

第5条 ビレッジの基本的機能は、構想に定める次の事項とする。

- (1) 市民がスポーツを楽しめる場を提供すること。
- (2) 民間が持つノウハウを活用したスポーツプログラムや教室事業を展開すること。
- (3) 大会の開催や、サイクルスポーツ及びスポーツツーリズムの拠点とすること。
- (4) 地域活性化やにぎわいの拠点とすること。

(ビレッジの管理運営等)

第6条 甲は、甲乙協議のうえ、乙が指名する者を、市議会の議決を得ることを条件とし、法第244条の2第3項に規定する指定管理者として、期間を定めて指定する。

(補助金等の活用)

第7条 甲は、ビレッジの整備等に当たり、国、県等の補助金や企業版ふるさと納税制度の活用について協力する。

(周辺自治会との連携)

第8条 乙は、ビレッジの整備に当たり、地元自治会と連携を図るとともに、災害時対策に配慮するものとする。

(利用料金)

第9条 甲は、市議会の議決を得ることを条件とし、法第244条の2第8項の規定によりビレッジの利用料金をその指定管理者の収入として収受させる。

(施設に関する修繕)

第10条 ビレッジの供用開始後、施設の維持管理における修繕の必要が生じ

た場合は、大規模な修繕については甲の負担を原則とする。

2 甲が負担する経費については、予算の範囲内で行う。

(ビレッジの供用開始時期)

第11条 甲及び乙は、ビレッジの供用開始時期について、令和8年度中を目途に最大限努力する。

(渋沢丘陵一帯の活性化)

第12条 甲及び乙は、渋沢丘陵一帯の活性化に向けた広域・公民連携について、協力して継続的に取り組むものとする。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者が記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 神奈川県秦野市桜町1丁目3番2号

秦野市長 高 橋 昌 和

乙 神奈川県平塚市中堂18番8号E棟3階

特定非営利活動法人

湘南ベルマーレスポーツクラブ

理事長 雲 出 哲 也

神奈川県平塚市万田2丁目10番17号

湘南造園株式会社

代表取締役社長 眞 壁 潔

負担付き寄附の受領について

本市は、次のとおり負担付き寄附を受領するものとする。

1 寄附の目的

令和5年11月28日付けで本市と特定非営利活動湘南ベルマーレスポーツクラブとの間で締結した「「はだのスポーツビレッジ」の整備に向けた基本合意」及び令和7年 月 日付けで本市と特定非営利活動湘南ベルマーレスポーツクラブ及び湘南造園株式会社との間で締結した「はだのスポーツビレッジの整備に向けた協定」（以下「協定」という。）に基づき、渋沢丘陵一帯の活性化の拠点として「はだのスポーツビレッジ」を整備することを目的とする。

2 寄附の対象

寄附の対象は、本市が指定する土地において、協定に基づき寄附者が整備する「はだのスポーツビレッジ」の造成物、建築物及び附属物一式とし、その概要は、次のとおりとする。

(1) 造成物

地 番	面 積	用 途
秦野市平沢字入窪2383番2の一部ほか7筆	24,116.06㎡	多目的天然芝グラウンド、パークゴルフコース、MTBコースほか

(2) 建築物

構 造	延べ面積	用 途
軽量鉄骨造	273.48㎡	管理棟ほか

(3) 附属物

前2号に係る附属物一式

3 寄附者

- (1) 平塚市中堂 1 8 番 8 号 E 棟 3 階

特定非営利活動法人湘南ベルマーレスポーツクラブ

理事長 雲 出 哲 也

- (2) 平塚市万田 2 丁目 1 0 番 1 7 号

湘南造園株式会社

代表取締役社長 眞 壁 潔

4 寄附の条件

本市は、別紙の協定を遵守すること。

令和 7 年 月 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

負担付き寄附を受領するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 9 号の規定により議会の議決を求めるものであります。

はだのスポーツビレッジの整備に向けた協定

秦野市（以下「甲」という。並びに特定非営利活動法人湘南ベルマーレスポーツクラブ及び湘南造園株式会社（以下「乙」という。）は、渋沢丘陵一帯の魅力を引き出し、地域活性化につなげていくため、渋沢丘陵に甲の公共施設として（仮称）はだのスポーツビレッジ（以下「ビレッジ」という。）を設置することについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、令和5年11月28日に甲及び乙で締結した「「はだのスポーツビレッジ」の整備に向けた基本合意」に基づき、ビレッジの整備に向けた事業内容等について定めるものとする。

2 事業の推進に当たっては、甲が令和5年11月28日に策定した「はだのスポーツビレッジ構想」（以下「構想」という。）に基づき、甲及び乙が相互協力して取組を進めるものとする。

（ビレッジの整備等）

第2条 乙は、甲に対して、負担付きの寄附の申込みを行い、甲による秦野市議会（以下「市議会」という。）の議決を得ることを条件とし、甲が指定する土地（秦野市平沢字入窪2383番2の一部ほか7筆）にビレッジを整備する。

2 甲は、乙によるビレッジの整備に伴い必要となる周辺環境整備に最大限努力する。

3 甲は、市議会の議決を得ることを条件とし、ビレッジを地方自治法（以下「法」という。）第244条第1項に規定する公の施設として条例により設置する。

（整備に関する留意事項）

第3条 甲は、負担付き寄附の受領に係る議決を得た後、速やかに、乙に対し、前条第1項の規定による整備の依頼を行い、乙はこれを受け、工事を施工するものとする。

2 乙は、ビレッジが公の施設となることを十分に認識し、甲の同意を得たうえで公共性に配慮した整備を行う。

3 乙は、ビレッジの整備に当たり、建築基準法、消防法等の関係法令の規定

及び次の関係書類等で求める仕様及び水準を遵守し、実施しなければならない。ただし、本事業の性質上当てはまらない内容については、この限りではない。

- (1) 秦野市工事共通仕様書
 - (2) 秦野市工事契約約款
 - (3) 秦野市委託契約約款
- (ビレッジの名称)

第4条 施設の名称は、「はだのスポーツビレッジ」とする。

2 甲は、前項の名称を市議会の議決を得ることを条件とし、第2条第2項の規定に基づき、条例により定める。

(ビレッジの基本的機能)

第5条 ビレッジの基本的機能は、構想に定める次の事項とする。

- (1) 市民がスポーツを楽しめる場を提供すること。
- (2) 民間が持つノウハウを活用したスポーツプログラムや教室事業を展開すること。
- (3) 大会の開催や、サイクルスポーツ及びスポーツツーリズムの拠点とすること。
- (4) 地域活性化やにぎわいの拠点とすること。

(ビレッジの管理運営等)

第6条 甲は、甲乙協議のうえ、乙が指名する者を、市議会の議決を得ることを条件とし、法第244条の2第3項に規定する指定管理者として、期間を定めて指定する。

(補助金等の活用)

第7条 甲は、ビレッジの整備等に当たり、国、県等の補助金や企業版ふるさと納税制度の活用について協力する。

(周辺自治会との連携)

第8条 乙は、ビレッジの整備に当たり、地元自治会と連携を図るとともに、災害時対策に配慮するものとする。

(利用料金)

第9条 甲は、市議会の議決を得ることを条件とし、法第244条の2第8項の規定によりビレッジの利用料金をその指定管理者の収入として収受させる。

(施設に関する修繕)

第10条 ビレッジの供用開始後、施設の維持管理における修繕の必要が生じ

た場合は、大規模な修繕については甲の負担を原則とする。

2 甲が負担する経費については、予算の範囲内で行う。

(ビレッジの供用開始時期)

第11条 甲及び乙は、ビレッジの供用開始時期について、令和8年度中を目途に最大限努力する。

(渋沢丘陵一帯の活性化)

第12条 甲及び乙は、渋沢丘陵一帯の活性化に向けた広域・公民連携について、協力して継続的に取り組むものとする。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者が記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 神奈川県秦野市桜町1丁目3番2号

秦野市長 高 橋 昌 和

乙 神奈川県平塚市中堂18-8E棟3階

特定非営利活動法人

湘南ベルマーレスポーツクラブ

理事長 雲 出 哲 也

神奈川県平塚市万田2丁目10番17号

湘南造園株式会社

代表取締役社長 眞 壁 潔